

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
37	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 基礎項目評価書【令和6年9月30日終了】

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

那覇市は、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における特定個人情報ファイルを取扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

那覇市長

公表日

令和7年12月2日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務
②事務の概要	<p>令和2年(2020年)12月9日に「予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律(令和2年法律第75号)」が制定され、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種が予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づく臨時接種に規定された。これに基づき、新型コロナウイルス感染症の発生及び蔓延を予防するため、予防接種の実施に係る事務及び給付の支給に関する事務を行うものである。</p> <p>【事務の概要】</p> <ol style="list-style-type: none">1. 予防接種の対象者への各種通知2. 予防接種の実施3. 予防接種歴の登録、管理4. 医療機関に対する予防接種の実施委託料の支払5. 健康被害救済対象者への給付6. 予防接種証明書の交付 <p>個人番号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下、「番号法」という。)の規定に基づき、次に掲げる事務において取り扱うものとする。</p> <p>【個人番号利用事務】</p> <ol style="list-style-type: none">1. 予防接種の実施に関する事務・予防接種の対象者への各種通知に係る業務・予防接種履歴の管理・保管等に係る業務2. 予防接種法による給付の支給に関する事務・予防接種を受けた者が疾病にかかり、障がいの状態となり、又は死亡した場合の健康被害を受けた者への給付の支給に係る業務3. 予防接種証明書の交付に関する事務・予防接種の実施後に、被接種者からの申請に基づき交付する新型コロナウイルス感染症予防接種証明書に係る業務
③システムの名称	ワクチン接種記録システム(VRS)、健康かるて、庁内連携システム、団体内統合宛名システム(番号連携サーバー)、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種管理台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none">・番号法第9条第1項 別表第1の10の項・同法第9条第2項及び同項の規定による那覇市個人情報保護条例第8条の3の(2)に規定する法別表第2の16の2、17、18の項・同法第19条第6号(委託先への提供)・同法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ) <p>※那覇市個人情報保護条例は令和5年4月1日廃止</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>〔 実施する 〕</p> <p>＜選択肢＞</p> <ol style="list-style-type: none">1) 実施する2) 実施しない3) 未定
②法令上の根拠	<p>情報照会 番号法第19条第8号、別表第二 16の2項、17項、18項、19項</p> <p>情報提供 番号法第19条第8号、別表第二 16の2項、16の3項</p>

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	健康部 健康増進課
②所属長の役職名	健康増進課長

6. 他の評価実施機関

--

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	那覇市役所 総務部 法制契約課 市政情報センター 〒900-8585 那覇市泉崎1-1-1 電話:098-869-8191
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	那覇市保健所 健康部 健康増進課 〒902-0076 那覇市与儀1-3-21 電話098-853-7961
-----	--

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由	
--------	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[30万人以上] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年11月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年11月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び全項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[委託しない]
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[提供・移転しない]
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[接続しない(入手)] [接続しない(提供)]
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	------------------------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/>]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

9. 監査

実施の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 自己点検	[<input type="checkbox"/>] 内部監査	[<input type="checkbox"/>] 外部監査
-------	--	-----------------------------------	-----------------------------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[<input type="checkbox"/> 十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	---------------------------------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[<input type="checkbox"/> 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]
<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	

当該対策は十分か【再掲】	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
--------------	------------------------------------	---

判断の根拠	健康管理システムへのアクセスが可能な職員は、ICカードと職員番号、パスワードによる認証によって限定している上、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	
-------	--	--

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・ワクチン接種記録システム（VRS）へ予防接種対象者及び券発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	令和2年（2020年）12月9日に「予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律（令和2年法律第75号）」が制定され、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種が予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づく臨時接種に規定された。これに基づき、新型コロナウイルス感染症の発生及び蔓延を予防するため、予防接種の実施に係る事務及び給付の支給に関する事務を行うものである。 【事務の概要】 1. 予防接種の対象者への各種通知 2. 予防接種の実施 3. 予防接種歴の登録、管理 4. 医療機関に対する予防接種の実施委託料の支払 5. 健康被害救済対象者への給付 6. 予防接種証明書の交付	事後	
令和5年3月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	ワクチン接種記録システム（VRS）、健康かるて	個人番号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号。以下、「番号法」という。）の規定に基づき、次に掲げる事務において取り扱うものとする。 【個人番号利用事務】 1. 予防接種の実施に関する事務 ・予防接種の対象者への各種通知に係る業務 ・予防接種履歴の管理・保管等に係る業務 2. 予防接種法による給付の支給に関する事務 ・予防接種を受けた者が疾病にかかり、障がいの状態となり、又は死亡した場合の健康被害を受けた者への給付に係る業務 3. 予防接種証明書の交付に関する事務 ・予防接種の実施後に、被接種者からの申請に基づき交付する新型コロナウイルス感染症予防接種証明書に係る業務	事後	
令和5年3月31日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠		・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第19条第16号（新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ） ・番号法第19条第6号（委託先への提供）	事後	
令和5年3月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ	実施しない	実施する	事後	
令和5年3月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		情報照会 番号法第19条第8号、別表第二 16の2項、17項、18項、19項 情報提供 番号法第19条第8号、別表第二 16の2項、16の3項	事後	
令和5年3月31日	II しきい値判断項目 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 1. 対象人數 評価対象の事務の対象人數は何人か	10万人以上30万人未満	30万人以上	事後	
令和5年3月31日	II しきい値判断項目 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 1. 対象人數 いつ時点の計数か	(空白)	令和3年11月1日時点	事後	
令和5年3月31日	III しきい値判断結果 しきい値判断結果	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる	事後	
令和5年3月31日	IV リスク対策 1. 提出する特定個人情報保	基礎項目評価書及び重点項目評価書	基礎項目評価書及び全項目評価書	事後	
令和5年3月31日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	○	(空白)	事後	
令和5年3月31日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクの対策は十分か	(空白)	十分である	事後	
令和5年3月31日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	(空白)	十分である	事後	
令和7年8月1日	評価書名	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 基礎項目評価書	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 基礎項目評価書【令和6年9月30日終了】	事後	
令和7年8月1日	I 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第1の10の項 ・同法第9条第2項及び同項の規定による那覇市個人情報保護条例第8条の3の(2)に規定する法別表第2の16の2、17、18の項 ・同法第19条第6号(委託先への提供) ・同法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム（VRS）を用いた情報提供・照会のみ) ※那覇市個人情報保護条例は令和5年4月1日廃止	事後		
令和7年8月1日	I 5. ①部署	健康部 健康増進課 新型コロナワクチン接種推進室	健康部 健康増進課	事後	
令和7年8月1日	I 5. ②所属長の役職名	新型コロナワクチン接種推進室長	健康増進課長	事後	
令和7年8月1日	I 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	那覇市保健所 健康部 健康増進課 新型コロナワクチン接種推進室 〒902-0076 那覇市与儀1-3-21 電話098-917-0461	那覇市保健所 健康部 健康増進課 〒902-0076 那覇市与儀1-3-21 電話098-853-7961	事後	
令和7年8月1日	IV 8, 11	—	(項目内容追加)	事後	